

大通達甲（交企）第1号
平成30年3月6日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

各 警 察 署 長 殿

交 通 部 長

原動機を用いる身体障害者用の車椅子の型式認定基準について（通達）

原動機を用いる身体障害者用の車椅子の型式認定基準（以下「型式認定基準」という。）については、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条の4において定められ、「原動機を用いる身体障害者用の車いすに係る道路交通法施行規則における大きさ及び速度の基準並びに警察署長の確認について」（平成19年8月31日付け大通達甲（交企）第4号）により運用しているところであるが、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成29年内閣府令第48号）の施行に伴い、型式認定基準を別添のとおり改正したので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、廃止する。

（交通企画課企画係）

原動機を用いる身体障害者用の車椅子の型式認定基準

構造及び性能の基準	試験の方法
<p>1 車体の大きさ</p>	<p>0 共通事項 テスト用車椅子は、次のとおりとする。 ア 車椅子は標準装備される全ての附属品を取り付け、使用することができる状態とする。 ただし、手で取付け及び取り外しが可能で、限られた利用時のみに取り付ける附属品については、取り付けないものとする。 (注) 標準装備される附属品とは、当該型式の車椅子に取り付けられるヘッドサポート、バスケット等の附属品であって、その価格があらかじめ当該車椅子の販売価格に含まれているものをいう。 イ シートは、次のとおりセットする。 (ア) 折り畳むことができるものについては、最も広げた状態にセットする。 (イ) 前後方向に調整することができるものについては、通行可能な状態のうち最も後ろにセットする。 (ウ) 垂直方向に調整することができるものについては、通行可能な状態のうち最も高い位置にセットする。 (エ) 水平方向に回転することができるものについては、正面を向いた状態にセットする。 (オ) 座角度は水平から4度に、バックレスト角度は垂直から10度に、それぞれセットする。 ウ シートとレッグサポートの角度は、90度にセットする。 エ フットレストの位置が調整することができるものについては、フットプレートの最下部の地上高を50mmにセットする。 オ ホイールベースが調整することができるものについては、最大値にセットする。 カ アームレストの幅が調整することができるものについては、通行可能な状態のうち最大値にセットする。 キ その他の可動部分については、特段の理由がない限り、通行可能な状態のうち車椅子の大きさが最大となる状態にセットする。</p> <p>1 車体の大きさ</p>

車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。

ア 長さ 120cm

イ 幅 70cm

ウ 高さ 120cm (ヘッドサポートを除いた部分の高さ)

2 車体の構造

- (1) 原動機として、電動機を用いること。
- (2) 6 km/hを超える速度を出すことができないこと。

車体の大きさの測定は、次のとおりとする。

ア 長さ

車椅子の最前点と最後点の間の水平距離を測定する。

イ 幅

車椅子の左右方向の最大距離を測定する。

ウ 高さ

路面からヘッドサポートを除いた車椅子の最高点までの垂直距離を測定する。

2 車体の構造

- (1) 電動機以外の原動機を備えていないことを確認する。

- (2) 最大速度を測定する。

ア テスト用車椅子は、0の共通事項のほか、次の条件を満たすこと。

(ア) 空気入りタイヤは、空気圧をメーカー指定値に調整する。空気圧の範囲が定められているものについては、その最高値にセットする。

(イ) 着衣を含めた質量75kg±1kgの者(砂袋等で調整してもよい)を乗せる。

(ウ) バッテリーは、試験開始時には少なくとも仕様の75%以上の充電をしたものを用いる。

(エ) 速度を調整することができるものについては、その最大値にセットする。

イ 最大速度の測定方法は、次のとおりとする。

(ア) 水平な路面において長さ20mの走行中心線を引き、助走区間10m及び測定区間10mを最高速度で往復走行する(下図参照)。



- (イ) 速度は、測定区間の通過時間を小数点以下第1位までストップウォッチで測定し、

<p>(3) 歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと。</p> <p>(4) 自動車又は原動機付自転車と外観を通じて明確に識別することができること。</p>	<p>往復の平均値を求めて、次の計算式によって小数点以下第2位まで算出し、四捨五入する。</p> $V = 36 / T$ <p>V : 速度 (km/h) T : 通過時間 (s)</p> <p>(3) 次の事項について確認する。</p> <p>ア 保護キャップ等で、容易に離脱しないよう被覆されている部分を除き、鋭利な形状で本体より8mm以上突出している部分がないこと。</p> <p>イ 利用者及び他の歩行者の身体に触れ易い部分にせん断やせん削したままの状態のもの及び溶接などによるばり等鋭利な先鋭部がないこと。</p> <p>(4) 次の事項について確認する。</p> <p>ア 車室を備えていないこと。</p> <p>(注) 車室とは、その中にある車両の運転者を外界からの刺激(雨、風、日光、騒音等)から保護し、当該運転者が安全な運転を継続的に行うことができるように装置等により囲まれた空間をいう。ただし、手で取付け及び取り外しが可能な雨天時のみに取り付ける雨よけ用具により囲まれた空間は含まれないものとする。</p> <p>イ 前方及び後方から椅子が確認できること。</p> <p>ウ 椅子に固定することができるアームレストが付いていること。</p>
--	---